



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会（第91回）

資料 1

令和8年2月4日

付加退職金の支給のあり方等について（案）

厚生労働省 雇用環境・均等局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

付加退職金の支給ルール等の見直し（案）

○付加退職金・・・運用収入等の状況に応じて、基本の退職金に上乗せされる額。

各年度において、前年度の利益見込額に基づき付加退職金に充てる額を算定。

現行の付加退職金制度について

- 令和4年度の財政検証の際に、低金利が継続していたことから、予定運用利回りは1%を継続しつつ、**付加退職金に充てる額に上限（=累積剩余金×0.01）を設定**。累積剩余金の目標額として5,400億円を設定。

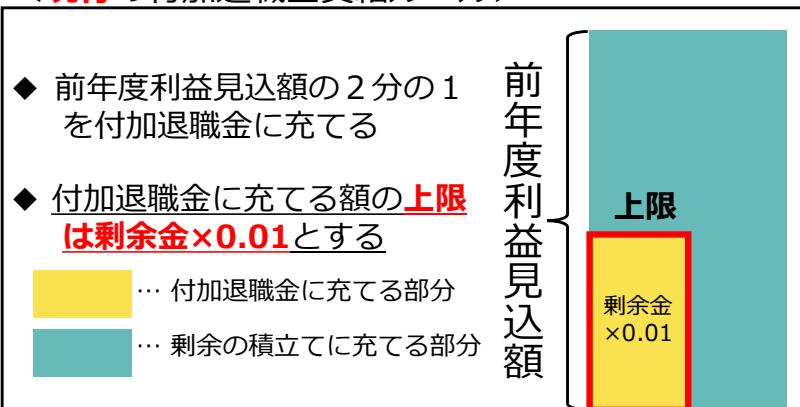
現在の運用状況等について

- 累積剩余金は目標額である5,400億円を既に確保（基本ポートフォリオの見直しにより必要な累積剩余金も減少）
- 国債利回りが予定運用利回りを上回る状況となる等、金融環境が大きく変化。物価上昇率も1%を大きく超過。退職金制度の魅力の維持を図る必要。**

今後の見直しの考え方及び方向性

- 付加退職金について改めて検討を行う次期財政検証（令和9年度を予定）までの間、支給ルールについて、累積剩余金が目標額（=5,400億円）を達成している場合は、付加退職金に充てる額の**上限を撤廃**してはどうか。
- あわせて、次期財政検証において、予定運用利回りの見直しについても検討することとしてはどうか。

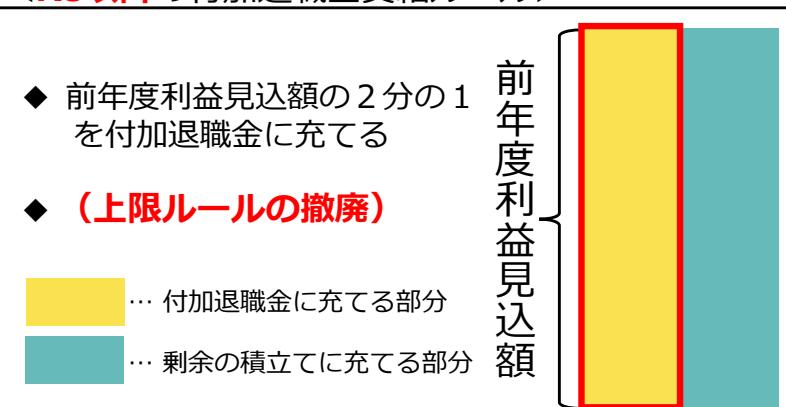
〈現行の付加退職金支給ルール〉



累積剩余金 > 目標額の場合（※）

※R6年度末の累積剩余金は約5,410億円

〈R8以降の付加退職金支給ルール〉



現行の付加退職金制度について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

剰余金の積立て及び付加退職金支給ルール

- 各年度の前々年度の決算における累積剰余金の額の5,400億円に対する不足額（累積剰余金が5,400億円を超過している場合は0とする）を、各年度の前年度から2027（令和9）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- 各年度の前年度の利益金の半額を各年度の付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。また、付加退職金に充てる額の上限を「前々年度の決算における累積剰余金の額×0.01」とする（0.01は予定運用利回り）。

◆ 単年度目標額の計算式

$$\text{各年度の単年度目標額} = \frac{5,400\text{億円} - \text{前々年度剰余金}}{2027\text{年度} - \text{前年度}} \\ (\text{2027年度までの残存年数})$$

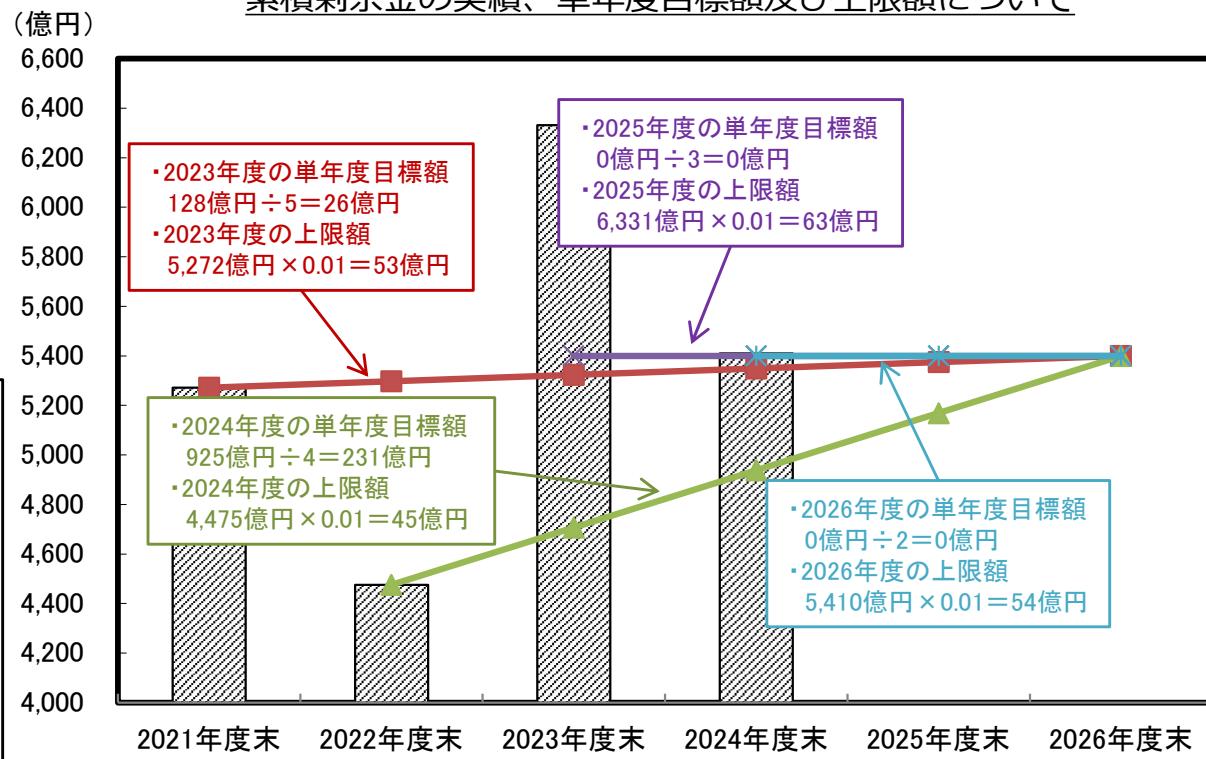
※分子がマイナスの場合はゼロ

- ◆ 前年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる
- ◆ ただし、単年度目標額は優先して剰余の積立てに充て、付加退職金に充てる額の上限は剰余金×0.01とする

… 付加退職金に充てる部分
… 剰余の積立てに充てる部分



累積剰余金の実績、単年度目標額及び上限額について



付加退職金支給率について

中小企業退職金共済法第10条にて、付加退職金支給率は当該年度の前年度末までに労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとしている。

○中小企業退職金共済法 付加退職金支給率

第十条

4 第二項第三号口の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号口に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

○中小企業退職金共済法施行規則

付加退職金

(法第十条第四項の算定した額)

第十七条 法第十条第四項の当該年度の前年度の運用収入のうち同号口に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百五十二号)第十二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

現行支給ルール策定の背景

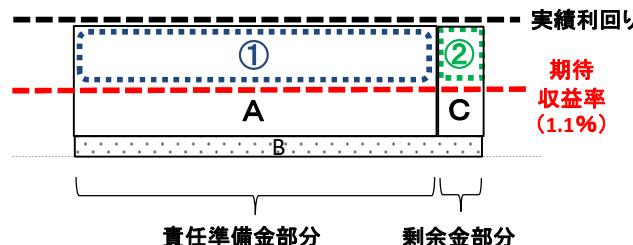
低金利が継続し、付加退職金制度の「非対称性」が財政基盤を脆弱化させる可能性があったところ、 $\text{剩余金} \times 0.01$ を上限とすれば、中期的に期待收益率の1.1%で運用した時に剩余金を減少させることなく活用できるため、付加退職金に充てる額の上限を「前々年度の決算における累積剩余金の額×0.01」とした。

見直し案の考え方

前回の財政検証における考え方（制度の安定のためには、資産の保有するリスクに見合った水準の剩余金を有することが必要）を受け継ぎ、現行ルールを基本とした上で、中退共制度の財政の安定性を損なわないよう、実績利回りが毎年度変動しても、当該年度の必要な収益額を上回る運用益のうち「 $\text{剩余金} \times 0.01$ 」までは剩余金を減少させることなく活用できることを踏まえ、これを毎年度の上限額とする。

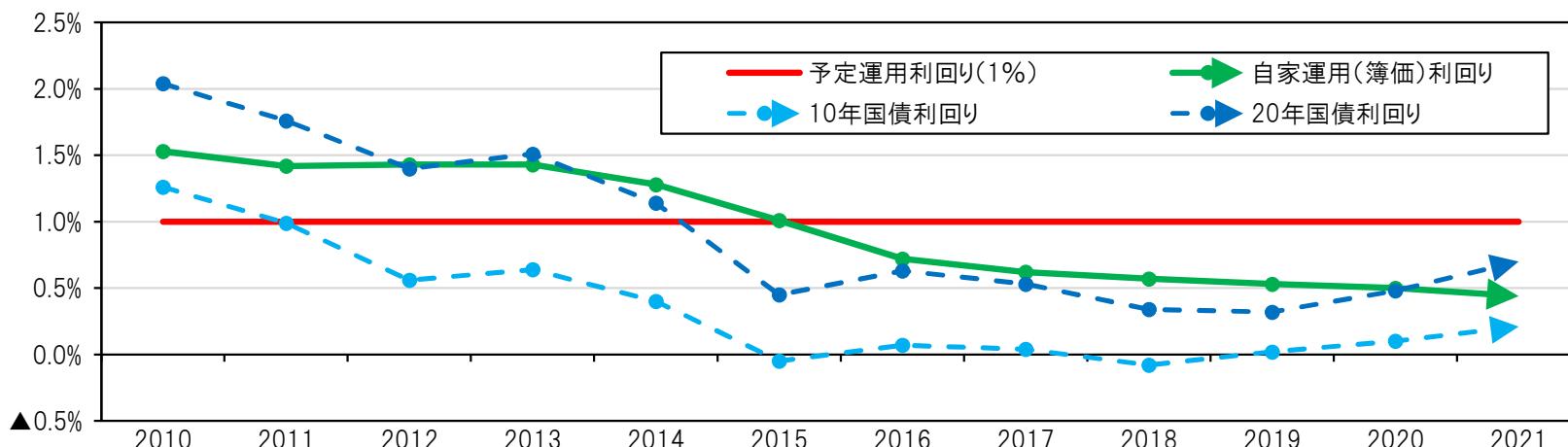
【イメージ図】

必要な収益額 = A+B
利益金 = ①+②+C
付加退職金に充てる額 = $(\text{①} + \text{②} + \text{C}) \times 1/2$
ただし、
・利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は
優先的に剩余金の積立てに充てる。
・剩余金 $\times 0.01$ (Cの部分)を上限。



(第82回中小企業退職金共済部会 資料3より抜粋)

○令和3年度までの利回りの推移



第83回中小企業退職金共済部会の財政検証とりまとめ文書（抜粋）

令和5年2月13日

一般の中小企業退職金共済制度における 退職金額の水準の検討について

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）に関し中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に基づく検討（以下「財政検証」という。）を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

（中略）

4 今回の付加退職金の取扱いの見直しの効果を見極めた上で、次の財政検証で付加退職金制度について改めて検討を行うことが適当である。

なお、今後、金融・経済情勢の急激な変化により財務状態に大幅な変化が生じた場合等には、必要に応じ、次回の財政検証の時期を柔軟に検討することが適当である。

現在の金利状況・運用環境について

ひと、くらし、みらいのために

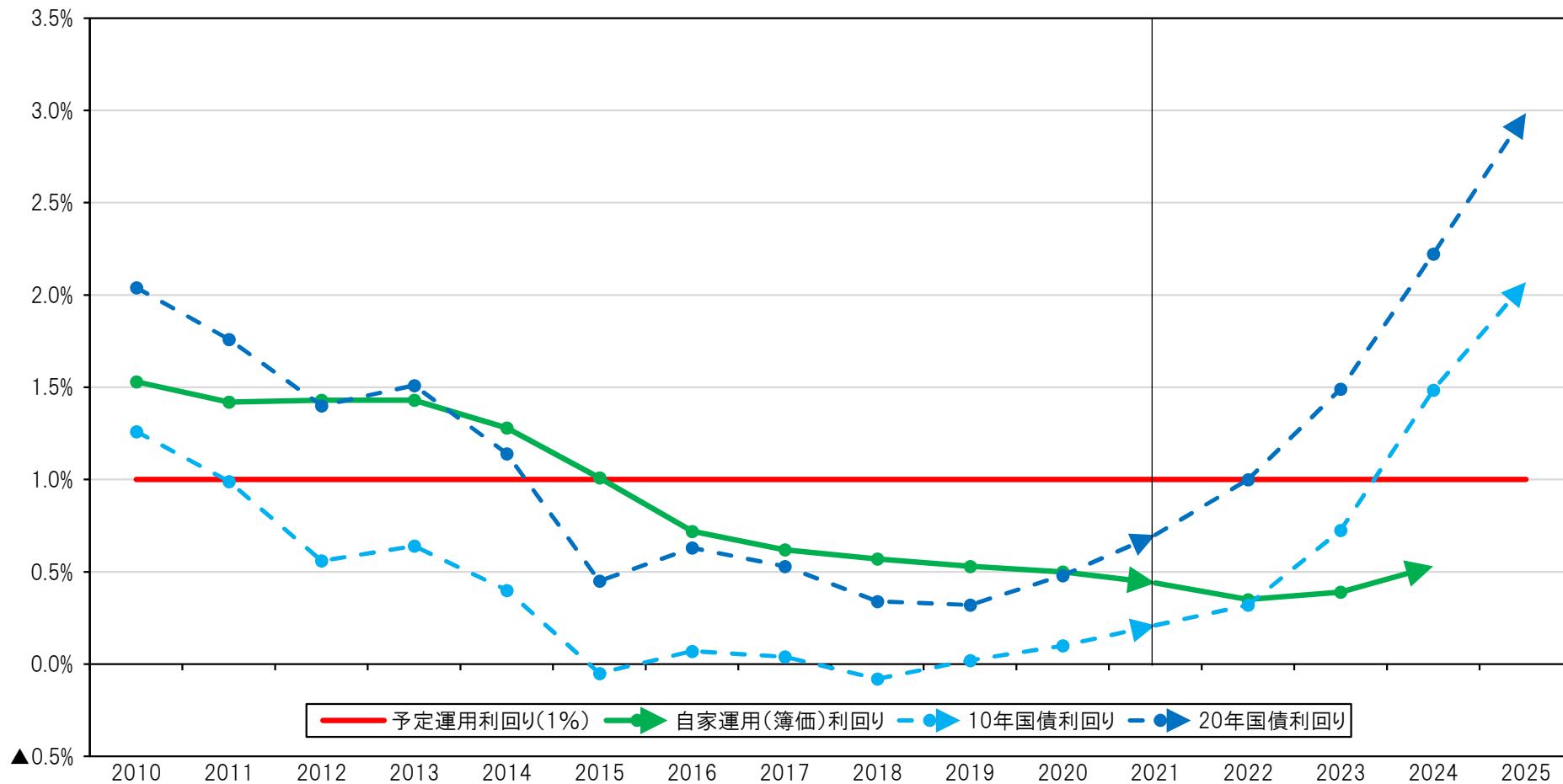


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

利回りの推移

現行のルールを策定した際に参照した令和3年度末の国債の金利は、1%を大きく下回っており、自家運用の利回りも下降傾向にあった。一方で、現在、国債の利回りは大きく上昇し、それに合わせて自家運用利回りも下降から上昇傾向に転じている。なお、自家運用資産のほか、委託運用資産を合わせた期待収益率が1.1%となるように、基本ポートフォリオは適宜、見直しを行っている。

○令和7年度までの利回りの推移（年度末時点。令和7年度は12月末時点）



令和6年度に実施した基本ポートフォリオ見直しについて（1）

一般の中小企業退職金共済事業の資産に係る基本ポートフォリオについて、通常は5年程度が見直しの周期であるところ、金融経済情勢が変化したと判断し、5年を待たずに令和6年7月に見直しを行った（以下「R6見直し」という）。

前回の基本ポートフォリオ策定時と比べ、委託運用において外国債券と外国株式の割合を減らし、国内債券の割合を増やしたことによって、ポートフォリオ全体でのリスク値は大幅に低下した。

基本ポートフォリオの見直し内容 (令和6年7月より)

	ポートフォリオ		資産構成割合				
	期待 収益率	リスク	自家運用 (簿価) ※2	委託運用(時価)			
				国内債券	国内株式	外国債券 ※3	外国株式
現行基本ポートフォリオ(A) (令和3年10月1日改定)	※1 1.17%	※1 2.01%	56.9%	21.8%	3.9%	9.5%	7.9%
うち委託運用部分	—	—	—	9.0%	22.0%	18.3%	—
乖離許容幅	—	—	—	±2.4%	±2.4%	±5.3%	—
新基本ポートフォリオ(B) (令和6年7月1日改定)	1.10%	1.43%	56.9%	31.2%	4.0%	5.9%	2.0%
うち委託運用部分	—	—	—	72.4%	9.3%	13.7%	4.6%
乖離許容幅	—	—	—	±3.6%	±2.3%	±1.7%	±1.3%

※1 R6に推計し直した数値。令和3年10月1日時点での期待収益率は1.10%、リスクは1.92%。

※2 自家運用（簿価）は、国内債券（簿価）のほか、生命保険資産（一般勘定）、短期資産を含む。

※3 外国債券について、現行基本ポートフォリオでは為替ヘッジを行うが、新基本ポートフォリオでは為替ヘッジを行わない。

令和6年度に実施した基本ポートフォリオ見直しについて（2）

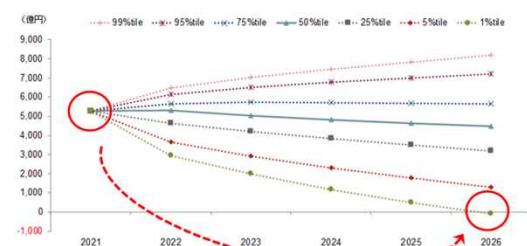
R4財政検証時に定められた累積剰余金の積立額の目標である5,400億円は、R6見直し前のポートフォリオの下位1%tileで想定される損失額であり、R6見直しによりリスクが抑えられた結果、R6見直し後のポートフォリオの下位1%tileの想定損失額は1,000億円程度減少している。

○第82回中小企業退職金共済部会 資料3

剰余金の積立額の目標水準②

- 予定運用利回りの水準と付加退職金支給ルールを決定するにあたり、剰余金の積立額の目標水準を決定する必要がある。
- 法令上、付加退職金の支給率は、利益金の半分を付加退職金に充てることを基本とした上でその他の事情を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いて定めることとされていることを踏まえ、利益金の半分を付加退職金に充てることとすると、1%tileで想定される損失額は、5,350億円となった。
- このため、剰余金の積立額の目標水準としては5,400億円が妥当と考えられる。

剰余金の将来推計(パーセンタイル)



▲5,350億円の損失

(注) モンテカルロ・シミュレーション（100,000回）により推計。

○令和6年度 資産運用に関する評価報告書

【中退共(給付経理) 利益剰余金の推移】

(単位:億円)

	令和元 年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
必要な利益剰余金 (A) ※1	5,150	5,025	5,290	5,218	5,276	4,024
利益剰余金 (B)	3,742	5,317	5,272	4,475	6,331	5,410
利益剰余金過不足(B-A)	△1,408	292	△18	△743	1,055	1,386
付加退職金 ※2	-	599	-	-	45	-

※1 必要な利益剰余金は、向こう5年間を対象としたモンテカルロシミュレーションにおける下位1パーセンタイル水準の想定損失額であり、機構が算出した額である。

※2 付加退職金は、厚生労働大臣が定めた支給率をもとに機構で算出した金額である。

シミュレーション結果

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
パーセンタイル推移(億円)						
99%tile	5,272	6,483	7,023	7,459	7,830	8,197
95%tile	5,272	6,133	6,504	6,770	6,999	7,206
75%tile	5,272	5,641	5,720	5,705	5,681	5,653
50%tile	5,272	5,297	5,016	4,818	4,633	4,469
25%tile	5,272	4,631	4,196	3,834	3,510	3,195
5%tile	5,272	3,646	2,912	2,297	1,767	1,292
1%tile	5,272	2,947	1,983	1,167	495	-78
一定金額を下回る確率						
5400億円	100.0%	57.9%	63.4%	66.8%	68.8%	70.2%
4400億円	0.0%	18.3%	30.5%	38.5%	44.2%	48.5%
3000億円	0.0%	1.1%	5.7%	11.3%	16.9%	21.8%
0円	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	1.1%

5,272億円 - (△78億円) = 5,350億円

今後の付加退職金制度についての考え方

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年度以降の付加退職金支給ルール（案）

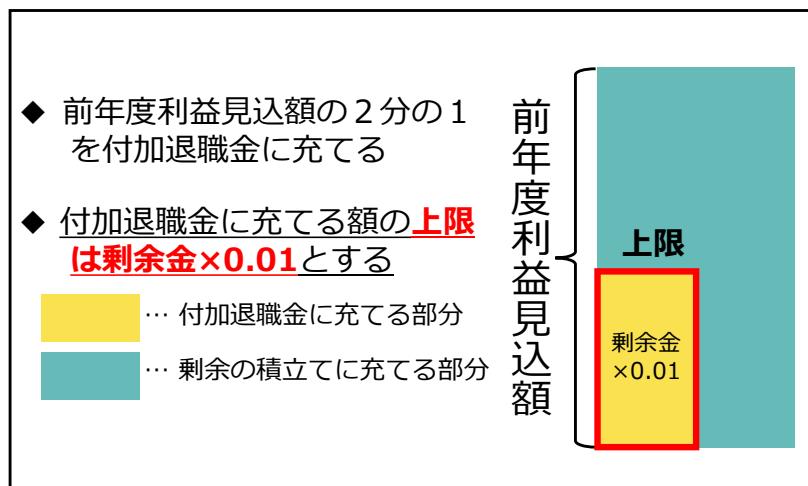
当該年度の前々年度決算における累積剰余金が目標額である5,400億円以上の場合、当該年度の付加退職金に充てる額の上限を撤廃することとしてはどうか。

○令和8年度以降の付加退職金支給ルール

- 各年度の前々年度の決算における累積剰余金の額の5,400億円に対する不足額（累積剰余金が5,400億円を超過している場合は0とする）を、各年度の前年度から2027（令和9）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- 各年度の前年度の利益金の半額を各年度の付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。また、付加退職金に充てる額の上限を「前々年度の決算における累積剰余金の額×0.01」とする（ただし、**前々年度の決算における累積剰余金が5,400億円以上の場合を除く**）。

○前々年度の決算における累積剰余金の額が5,400億円以上である場合

<現行の付加退職金支給ルール>



<R8以降の付加退職金支給ルール>

